

ジャン＝ジャック・ルソーの「内面の統治」論について

『政治経済論』から見た『ポーランド統治考』の序章

西川 純子

はじめに

『ポーランドの統治とそれの改革案についての考察 *Considérations sur le gouvernement de Pologne et sur sa réformation projetée*』(1770-1771年)(以下、『ポーランド統治考』と略す)というテキストは『社会契約論 *Du Contrat social: ou principes du droit politique*』(1765年)で展開された理論の実践として論じられることが多い¹。たしかに、ルソーが『ポーランド統治考』の中で『社会契約論』について言及している箇所は少なからずあり、この二つのテキストの関係を否定することはできないだろう。しかし、本稿では、『ポーランド統治考』をルソーの著作活動期の最初期に執筆された『政治経済論 *Discours sur l'Economie politique*』(1755年)と関連付けて読解したいと思う。

その本文においてルソーが明言しているように、この『ポーランド統治考』というテキストはバール連合²というポーランドの反ロシア勢力によってフランスに派遣されたヴィロルスキ伯爵の依頼に応じて書かれた。まさに1772年の第一次ポーランド分割の直前である1770年から1771年にかけて、ポーランドの改革案として執筆されたルソー最晩年の政治的著作である³。

最後の政治的著作と目されるうえに『社会契約論』と量的に匹敵していながらも、『ポーランド統治考』についての研究は多くはない⁴。そのような状況の中で、今日にいたる『ポーランド統治考』研究の端緒は1960年代にファーブルが開いたと考えられる⁵。そして、1970年代には「ネーション⁶に関する現象 (*phénomène nationale*)」と「社会的想像力 (*imagination sociale*)」の役割に注目したパチコの「ルソーと社会的想像力：『社会契約論』から『ポーランド統治考』」(1974年)⁷がその後の研究に影響を与えた論文として評価されている⁸。私見では、パチコの論文以降、『ポーランド統治考』における「ネーション」やそれから派生した「ナショナリズム (*nationalisme*)」といった概念に焦点をあてている論文が多いようだ⁹。しかし、このように先行研究を概観しても『ポーランド統治考』と『政治経済論』を関連付けて論じたものは少ない¹⁰。

「統治 (gouvernement)」という概念を中心にして二つのテキストを論じる前に、ルソーの「統治」という概念について確認しておきたい。『政治経済論』で初めて「統治」は「主権 (souveraineté)」と分離され、「主権」に従属すべきものとして定義された。さらに『社会契約論』第三篇の冒頭¹¹で、共同体は人体に喩えられる¹²。人体のあらゆる行為に「意志 (volonté)」と「力 (force)」が必要であるように、共同体もこの二つに相当する原動力を要する。ルソーによると、「立法権 (puissance législative)」と「執行権 (puissance exécutive)」がこれらに相当して、このうちの「立法権」は「主権」、「執行権」は「統治」が担うべきである。以上が、ルソーの「統治」のゆらぐことがない原則である。しかし、『ポーランド統治考』で展開されているルソーの「統治」に関する議論はこれだけにはとどまらない。

ルソーの代表的な政治的著作である『社会契約論』を無視して『ポーランド統治考』を読解することはもちろんできないだろう。しかし、『ポーランド統治考』で語られる「統治」には法の施行のみには還元できない「何か」がある。この「何か」を解明するために、共同体の「統治」が取り上げられている『政治経済論』を本稿では援用したいと思う。また、本稿では、紙幅に制限があるために、15章からなる¹³『ポーランド統治考』の第一章から第四章のみを分析したいと思う。その第一の理由として、第四章の終りに「以上が、私が欠かすことができないと考えていた前置きである¹⁴」と書かれていることが挙げられる。ルソー自身が「欠かすことができない前置き」と述べているこの四つの章を、『ポーランド統治考』の全ての議論の前提となる序論として抽出することは妥当だろう。

第二の理由は、『ポーランド統治考』の中でも特にこの序論にルソーの思想の独自性がよく現れていると考えられるからである。『ポーランド統治考』はこれに先立って書かれたマブリのポーランド改革案¹⁵を意識して書かれたものである。マブリもルソーの『ポーランド統治考』をうけて自らのポーランド改革案に加筆していることから、二人が互いに意識してポーランド改革案を執筆していたことがわかる¹⁶。実際に、第五章から第十四章で展開されているポーランドの諸制度の具体的な改革案にはマブリの改革案への反駁として読解できる点¹⁷が少なからずある。しかし、第一章から第四章で展開されている議論はマブリの改革案には完全に欠けている部分であり、ここにこそルソーの独自性が見出されると考えられる。以上の理由から、本稿では『ポーランド統治考』の序論である第一章から第四章を、『政治経済論』を援用して読解していきたいと思う。

1. 『ポーランド統治考』第一章から第四章の読解

まずは、『ポーランド統治考』第一章から第四章で展開されている「欠かすことができない前置き」を読解していこう。

第一章「問題の状況 (état de la question)」では、『ポーランド統治考』を執筆するに至った経緯とポーランドの状況の説明がなされた後に、あらゆる共同体の「統治」が抱える共通の難題がここでも浮上することになる。

人間の上に法を置くことは、政治学において、幾何学の円積法の問題に私が喩えている問題なのだ。この問題をしかと解くがよい。するとその解法に則った統治は、立派な、弊害のないものとなる。しかしそれまでは、法に支配させていると思ったところで、支配するのはやはり人間なのだと考えて間違いはないと思ってよい¹⁹。

この「法」とは、律法のように神から与えられたとされる法でも、理性によって導出されると考えられる自然法でもなく、ルソーが『社会契約論』で明示的に共同体全体の意志である「一般意志」の表明であると定義している「法」である²⁰。ゆえに、「人間の上に法を置くこと」を「人間の上に一般意志を置くこと」と言いかえることができるだろう。このように、共同体の全ての構成員に共有されていながらも誰のものでもない「一般意志」の支配が実現しない限り、あらゆる「統治」は誰かの恣意に従属し続けるということになる。これを避けるためには、「法」すなわち「一般意志」のもとでの「統治」の実現を目指さなければならない。これこそが「統治」に関するルソーのあらゆる議論の課題であり、『ポーランド統治考』も例外ではない。さらに以下の引用を見てみよう。

市民の心 (cœur)を法が支配する政体においてはけっして、良い、堅固な政体はないであろう。法の力がそこまで届かない限り、法は常に浸食される。しかし、どうしたら心にまで達するのか²¹。

「法」は人々の「心」にまで届かなくてはならない。つまり、「法」すなわち「一般意志」の表

明は人々の心に支えられなければならないのだ。そのためには人々の心に働きかけることが重要となる。その役割を「統治」が担って人々の「心」と法を結びつけるために働かなければならない。このような「統治」が持つ有効な方策として、暴力でも、刑罰でも、物質的な埋め合わせでも、正義でもなく、「子供の遊び、すなわち皮相な目しか持たない人には取るに足らないように見える諸制度²²」が挙げられている。これらによって、「統治」は人々の「心」に打ち消しがたい習慣や愛着を形成することで、人々と「法」、すなわち「一般意志」の関係の強化をはかる。このように、ルソーにとって「統治」は法の単なる運用にはとどまらない。

第二章「古代の諸制度の精神 (*esprit des anciennes institutions*)」では、古代の伝説の立法者たち（モーセ、リュクルゴス、ヌマ）が例示されている。彼らの共通点について、ルソーは以下のように述べている。⁹

同じ精神が古代の立法者たちすべてを、彼らの制度において導いた。市民を祖国に、お互いをお互いに結びつける絆を、みな探し求めた²³。

つまり、いかにして人々を支配するかまたは従わせるかではなく、いかにして「市民を祖国に、お互いを互いに結び付ける絆」を形成するかを求めたことが彼らの共通点である。それだけではなく、そのために採用した方策も共通している。成文法以前の、一見すると取るに足らない共同体に固有の慣習、宗教儀式、遊び、見世物が彼らの採用した方策である。これらによって、人々の心に働きかけることで人々と祖国の間、そして人々の間に紐帯を形成することから共同体の創設を古代の立法者たちは始めたのだった。このような彼らの術を、真の立法者の術としてルソーは例示している。このことから、ルソーがポーランドの改革を共同体の創設と相動的にとらえていたことがわかるだろう。

第三章「適用 (*application*)」では、ポーランドの「統治」を改革するにあたって第一に着手しなければならない点が明らかになる。ルソーは、列強に脅かされ危機的状態にあるポーランドに「まとまり (*consistance*)」が欠けていると指摘する。ルソーのポーランド統治改革案はこの「まとまり」をポーランドに付与することを目指している²⁴。なぜならばポーランドに「まとまり」が欠けている限り、どのような改革を行ってもポーランドは共同体として存続すらできないからだ。

では、いかにして「まとまり」を付与するのか。ルソーによると、その方法は一つしかない。ポーランド全体にこの改革案の依頼者であるバール連合の魂を吹き込むこと、つまり、ポーランド人達の心の中にポーランドという国を建設することである²⁵。なぜならば、人々の心のうちにあるポーランドを列強は侵略することはできないからだ。また、ポーランドを侵略から守るものについて以下のようにも述べている。

ネーションの諸制度が彼らに与える市民の美德と祖国愛の情熱、それに特殊な形態、これこそポーランドの防衛をつねに準備し、いかなる軍も奪取できない唯一の城砦なのだ²⁶。

「市民の美德」、「祖国愛の情熱」、そして、ポーランドの特殊性がポーランドを守る「唯一の城砦」であるということは、ポーランドの「まとまり」はこれらから成るということになる。ゆえに、ポーランド人達に固有の習俗、精神、性格、そして「祖国愛」を形成するポーランドに固有の諸制度が重要になる。これらの諸制度を通じて「統治」はポーランド人達の「魂 (âme)」にポーランドという「ネーションの容貌 (physionomie nationale)」を与えなければならない²⁷。こうして、「統治」は人々の「心」に働きかけることでポーランドに欠けていた「まとまり」を付与するのである。

さらに、「ポーランド人に彼ら自身と彼らの祖国を高く評価させることからいつも初めてもらいたい²⁸」とルソーは、人々が共有する自分達のイメージの重要性も示唆する。そのうえで、他の国々とは違うポーランドの特殊性を形成することをルソーは求めている。そのためには、衣服、公共の遊び、見世物などの法以前の習俗が大きな役割を果たすことになる。さらに、以下のようにも述べている。

国民に制度を与える仕事に頭を突っ込む者はだれでも、世論 (opinions)を支配し、それによって人間の情念を治めるすべを心得ていなければならない²⁹。

つまり、人々の内面、しかも理性ではなく「情念」に働きかける「統治」こそが求められるのだ。そのためのもっとも有効な手段として、ルソーは教育を挙げている³⁰。

こうして『ポーランド統治考』の第四章ではポーランドにおける教育が俎上に挙げられてい

る³¹。まず、この章の冒頭で教育は以下のように定義されている。

人々にネーションの力 (force nationale)を与え、彼らが性向からも、情念からも、必然性から見ても愛国者 (patriote)となるほどまでに、その見解と嗜好を導くべきものは、教育である³²。

このような教育とは市民を育てる「公教育 (éducation publique)」である。だから、外国人やカトリックの司祭³³に教育を任せてはならずポーランドの市民が携わるべきであり、法によってその内容や秩序や形態も定められなければならない³⁴。「公教育」には普遍性よりもその共同体に固有の特殊性が求められる。第四章では、ポーランドにおける教育改革の具体的な方策として、教育機会の差別の撤廃³⁵、体育の導入³⁶、集団での遊びの導入³⁷の三つが挙げられている。このようにして、すべての子供たちを等しく教育することで均質な集団を形成し、体育の導入によって子供達の性向にあった教育を行う。さらに、集団での遊びの導入によって紐帯の形成がはかられる。

ここで、ルソーが集団での遊びを「公教育」にとって必須であるとしていることに注目したい。たとえ家庭で教育を受けている子供たちであっても集団での遊びには必ず参加しなくてはならないのだが、ルソーがこれほどまでに集団での遊びを奨励する理由は明言されていない。しかし、ここまでの議論から、共通の遊びが子供たち、すなわち未来の市民達の内面に強く働きかけるからであると推察できないだろうか。ここで展開されている「公教育」論では、遊びを通して、子供たちの内面に共同の世界と強い紐帯が形成されることを目指しているようだ。この点からも、ルソーが「統治」という政治的行為の心理的側面を重視していることが推察できるのではないだろうか。

第三章と第四章では、第二章で例示された古代の立法者たちが行ったことがまさにポーランドに適用されている。「統治」は見世物や宗教儀式などといったポーランドに固有の諸制度や「公教育」によって人々の内面に働きかけることで、そこに「祖国愛」や政治的な徳の形成をはかるべきである。これによって、ポーランドに欠けている「まとまり」や「統治」を支える法への愛着が生まれるのだ。

以上から、『ポーランド統治考』第一章から第四章では、ポーランドにおいても「法」すなわ

ち「一般意志」に則った正当な「統治」が行われるべきであり、また、あらゆる改革に先立ってポーランドに「まとまり」を付与することが必要であることが説かれていることがわかった。なぜならば、「一般意志」に則った「統治」を支えるものはネーションの共同体としての「まとまり」に他ならないからだ。古代の立法者たちの例が示すように、そのためには「統治」が習俗や慣習といった成文法以前の制度によって人々の「心」すなわち内面に働きかけることが重要である。また、この四つの章について「統治」を語る上で「欠かすことができないと思っていた前置き」であるとルソーが述べていることから、このような内面に働きかける「統治」が共同体の「統治」には欠かせないとルソーが考えていたことがわかる。

『ポーランド統治考』のこの四つの章で語られている法を施行すること以前の「統治」の働きを、ルソーの政治思想の文脈において我々はどうのように理解すればよいのだろうか。ここでの人々の心に働きかけることを欠かすことができない役割の一つとする「統治」と『社会契約論』第二篇第十二章の「すべての法のなかでもっとも重要な法」であり「大理石碑にも青銅板にも刻まれていないが、市民の心に刻まれている³⁸」第四の法との関連性を指摘することができる。第二篇の最終章にあたるこの章で、ルソーは法を四種類に分類する。共同体全体に関する「政治法 (lois politiques)、市民間の調整に関する「市民法 (lois civiles)、刑罰に関する「刑法 (lois criminelles)、そして「第四の法」としてまだ成文化されてはいないが人々の心に刻まれた「風習 (mœurs)」、慣習 (coutumes)、そして「世論 (opinions)」が挙げられている。ルソーいわく、この「第四の法」は最も重要な法であり、偉大な立法者たる者はとりわけこれに心を砕かなければならない。『ポーランド統治考』第一章から第四章で展開されている人々の内面に働きかける「統治」に関する議論は『社会契約論』のこの「第四の法」を連想させる。「統治」はこの「第四の法」を施行しているに過ぎないのか。さらに、『ポーランド統治考』では『社会契約論』への直接的な言及も、暗示的に関連性をうかがわせる記述も多く見られることから、この二つのテキストの関連性を否定することができないことは確かであろう。しかし、『社会契約論』では「第四の法」の重要性が示唆されるのみでその具体的な形成や施行にまで議論は至らない。そこで、本稿では『ポーランド統治考』の序論で展開されている「統治」論を読解するためにあえて³⁹『政治経済論』を援用したいと思う。

2. 『政治経済論』におけるルソーの「統治」モデル⁴⁰

2-1. 原則と構成

『政治経済論』というテキストは、1755年の11月に出版された『百科全書 *L'Encyclopédie ou dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers, par une société de gens de lettres*』第5巻の「経済（道徳的で政治的） *économie (morale et politique)*」の項目が抜粋されて、1758年にジュネーヴで再出版されたものである。その執筆年に諸説はあるが、少なくとも1755年以前に書かれたことは確かである。『政治経済論』はその邦題から経済学に関するテキストであるという誤解を受けることもあるが、いわゆる今日的な意味での「政治経済」についてのテキストではなく共同体の「統治」に関するテキストである⁴¹。*économie*という概念は、もともとは家政、すなわち家の「統治」を意味していた⁴²。これが拡大されて、共同体の「統治」までも意味するようになった。家政を意味する*économie domestique*と区別するために、共同体の「統治」を*économie politique*⁴³とルソーは呼ぶ。本稿では、この*économie*をいわゆる現代的な意味での「経済」と区別するために「エコノミー」と訳出する。したがって、*économie politique*を「ポリスのエコノミー」、*économie domestique*を「家のエコノミー」とする。

ルソーの執筆活動期の最初期に著されたこのテキストに、ルソーの「統治」モデルの原型を見出すことができると考えられる。序論と三章からなる本論で『政治経済論』というテキストは構成されている。序論では「ポリスのエコノミー」としての共同体の「統治」が定義されている。「家のエコノミー」が「自然 (*nature*)」にもとづいているならば、「ポリスのエコノミー」は人為的な「契約 (*conventions*)」にもとづいている。ゆえに、家の統治者である父は自然的なエコノミーに従事する者として「自然」に従うべきであるが、共同体の統治者は非自然的なエコノミーに従事する者として「自然」ではなく、共同体全体の意志である「一般意志 (*volonté générale*)」に従うべきである。

このような「ポリスのエコノミー」としての共同体の「統治」は、「主権」とは区別される。「主権」と「統治」の役割について以下のようにルソーは述べている。

後者（＝主権）が立法権をもち、ある場合にはネーション全体をも拘束するのに対して、前者（＝統治）は執行権しかもたず、個々人のみを拘束する⁴⁴。

「主権」が立法権を担ってネーション全体の一般的な事象のみに関わるならば、「統治」は行政権を担って、個々の事象に関わる。前述したが、このような「統治」と「主権」の区別は、のちの『社会契約論』をはじめとした著作においても変ることなく維持されている⁴⁵。

本論では、このような「統治」が守るべき三つの原則が各章の冒頭で提示されている。それは、すべてにおいて「一般意志」に従うこと⁴⁶、すべての「特殊意志」を「一般意志」に関係づけること⁴⁷、共同体の構成員の生存を維持すること⁴⁸の三つである。また、第三章の冒頭で以下のようにルソーは述べている。

こうして人の統治との関連について一般的な（＝共同体の）「エコノミー」について語ったのちには、残された問題はそれを（＝「エコノミー」を）財の管理との関連において考察することである⁴⁹。

ここから、本論を構成する三つの章は二分できることがわかる。つまり、第一章と第二章における人の「統治」論と第三章に財の「統治」論の二つにである。。ここで留意しておきたい点は、『政治経済論』では「一般意志」の表明である法に則った「統治」を目指しながらも、「統治」の法の施行以前の機能について語られているという点だ。本稿では紙幅の制約があるため、人の「統治」論が展開されている第一章と第二章にのみ焦点をあてたいと思う。しかし、第三章で展開されている財の「統治」論も、ルソーの「統治」論全体の中で大きな位置を占めている。そのことは、財の「統治」論に『政治経済論』の半分近くの紙幅がさかれていることから推察できる。『政治経済論』における財の「統治」は、食糧などを人々に直接的に与えるのではなく、それが人々に行き渡るように条件を整えることに気を配る「統治」、つまり財を生み出すのではなく管理する「統治」である。本稿では、このような財の「統治」論が『政治経済論』において人の「統治」論と並置されていることを指摘するのみに留めておく。

2-2. 人を対象とした「統治」

それでは、『政治経済論』の第一章と第二章で展開されている人を対象とした「統治」論を見ていこう。前述したが、第一章の冒頭に挙げられているもっとも重要な原則とは、すべてにおいて「一般意志」に従うことである。すべてにおいて「一般意志」に従った「統治」は「一般

意志」の表明である法を介することによってのみ可能になる。ゆえに、第一の原則は以下のようになる。

ポリスのエコノミーの第一の規則は、行政 (administration) が法に一致することである⁵⁰。

ここでの「行政」とは「統治」による法の施行を意味する。これを実現するために、統治者は法を施行するだけでなく、法が遵守されるようにも気を配らなければならない。そのための方策として統治者が自ら法を守ることによって手本となること、例外を設けないことで法の絶対性を維持すること、法の合理性によって人々を納得させること、そして、人々に法を愛させることが挙げられている⁵¹。このうち、法への愛を人々のうちに形成することをルソーは重視している。

統治は、法の支配者ではないとしても、法の保証人であり、法を愛させる多くの手段をもつというだけでもたいしたことである。統治の手腕はまさにこの点にある⁵²。

つまり、「統治」には「法を愛させる」ための「手腕」が求められる。それは、まさに人々の心、理性ではなく感情に働きかける「手腕」である。「統治」は法を施行するだけでなく、人々の心理的側面に働きかけることも求められるのだ。

続く第二章の原則は、すべての「特殊意志」の「一般意志」への一致を目指すということである。第一章では「法を愛させる」ことの重要性が指摘されて、そのために「統治」が人々の内面にまで働きかけることが求められた。「特殊意志」を「一般意志」に近づけるということは、まさに「一般意志」の表明である法を人々が自らのものとすることを意味する。

ここで、「特殊意志」と「一般意志」について説明しておこう。前述したが、「一般意志」とは共同体全体の意志であり、これが表明されたものが法である。これに対して、「特殊意志」とは個人、または各団体が固有に持つ意志である。この二つの名称は相対的なものである。ある共同体の「一般意志」も、他の共同体や、それを包摂する共同体から見れば、一つの団体に固有の「特殊意志」となる。また、この二つの意志の関係は複雑である。人は自分が属するいくつかの共同体のうち、より大きな共同体の — つまり、家族よりも町の、町よりも国の — 「一

般意志」に従うべきである。しかし、人はより特殊な意志をより一般的な意志よりも優先する傾向も持つ。なぜならば、より特殊な意志の方がより一般的な意志よりも — つまり、町全体の意志の方が国全体の意志より、家全体の意志の方が町全体の意志よりも — 各人の利益に近づくことになるからだ。ゆえに、すべての「特殊意志」を「一般意志」に一致させることは困難であり、この二つを一致させるために「徳 (vertu)」が要請される⁵³。

「一般意志」に従属した「統治」、すなわち法を介した「統治」を実現するためには、統治者が法に則った統治を行うことと同時に、被統治者が法に従うことが必要である。ここに「統治」の困難さがある。なぜならば、人々が固有に持つ「特殊意志」は「一般意志」より強く、統治者も被統治者も常に自分達の「特殊意志」を優先させようとするために法を破ることが多々あると考えられるからだ。ゆえに、「特殊意志」を「一般意志」に近づけるためには方策が講じられなければならない。その方策において愛という感情が大きな役割を果たす。各人が個別にもつ「特殊意志」と共同体全体の「一般意志」を架橋するものとして「祖国愛 (amour de la patrie)」をルソーは挙げている。

もっとも有効なのは祖国愛である。というのもすでに述べたように、特殊意志がすべての点で一般意志に合致するときには、あらゆる人間は有徳になるからであり、われわれの愛する人々が欲することをわれわれも喜んで欲するからである⁵⁴。

ここに「祖国愛」が有効である理由が言及されている。「我々は喜んで我々が愛する人々が望むものを望む」から「愛する人々」から成る共同体全体の利益を自らの利益のように望み、共同体の「一般意志」を己に固有の「特殊意志」のように抱くのだ。つまり、我々の法、すなわち「一般意志」の表明への尊重は、我々が周りの人々に対して抱く愛を支えとする。

さらに「祖国愛」についてこのようにも述べられている。

たしかに、もっともすぐれた徳は祖国愛によって生み出された。この快く、いきいきとした感情は、自己愛 (amour propre)の力を徳のあらゆる美しさに結びつけ、徳をゆがめずにあらゆる情熱のうちでもっとも英雄的なものにするエネルギーを徳に与える⁵⁵。

つまり、「祖国愛」とは「快く、いきいきとした感情」であり、「自己愛」を礎とするのである。これはルソーが徳の源とした他者への共感、つまり「憐れみ (pitié)⁵⁶」のヴァリアントの一つと考えられる。以上から、ルソーの「祖国愛」とは、一種の隣人愛であり、共感の対象を自己から周りの人々へと広げることで生まれた拡大された「自己愛」と解釈することが可能である⁵⁷。

このような「祖国愛」は、人々の情念を抑えつけるのではなく、その対象を自己から祖国へと拡大することで生まれる。そのためには、幼少時から各人の内面に働きかけることが求められ、幼少時からの教育の必要性が説かれる。ゆえに、以下のようにルソーは結論づけることになる。

統治の定めた規則と主権者の任命した行政官のもとで行われる公教育は、人民的あるいは合法的な統治の根本的原理の一つである⁵⁸。

このように、「公教育」こそ人の内面を対象とする「統治」が持つ、もっとも有効かつ重要な手段なのである。しかし、『政治経済論』では「公教育」の具体的な方策については論じられていない。

ここまで、『政治経済論』第一章と第二章で展開されている人の「統治」論をみてきた。人の「統治」には、人々の内面、特に感情や情念に働きかけることが求められる。このような「内面の統治」が、第三章で展開されている財を対象とした「統治」と共にルソーの「統治」論の二つの支柱のうちの一つとして『政治経済論』では並置されている。

3. 「内面の統治」論としての『ポーランド統治考』の序論

3-1. 『政治経済論』と『ポーランド統治考』

ここで、『政治経済論』で提示されている「統治」モデルを確認しておこう。『政治経済論』において、「統治」は「主権」とは独立しているが「主権」にあくまでも従属すべき政治的行為として定義される。このような「統治」は共同体の意志である「一般意志」に従属しなければならない。それは、「一般意志」の表明である法を介することによって可能になる。したがって、「統治」が果たすべき第一の役割とは「一般意志」の表明である法を施行することである。これについては、後年の『社会契約論』においても言及されている。しかし、『政治経済論』では

法の単なる施行を超えた「統治」が果たすべき役割についての議論がより詳しく展開されている。それは人を対象とした「統治」論と物を対象とした「統治」論に大別できる。

本稿ではこれらのうち、人を対象とした「統治」論のみを取り上げた。人を対象とした「統治」論の目的も、共同体における「一般意志」の実現である。そのためには、統治者だけではなく被統治者も法に従属することが求められる。ゆえに、「統治」は人々を「一般意志」およびその表明である法に従属させることを目指す。そのために、「統治」は人々の内面にまで働きかけて、そこに法への愛を醸成しなければならない。なぜならば、人々が心から法を尊重しない限り、法に従属することはできないからである。このような「統治」は「祖国愛」を人々の内面に形成することで可能になる。そのためのもっとも有効な方策が「公教育」である。「公教育」こそ、人々の内面にもっとも強く働きかけることが可能な「統治」の方策なのだ。『政治経済論』の第一章と第二章で展開されている人を対象としたこのような「統治」を「内面の統治」モデルと名づけることができるだろう。

『ポーランド統治考』の序論においても、「人のうえに法をおくこと」、つまり「一般意志」に「統治」に従属させることが求められる。「一般意志」という概念と、「主権」と「統治」の分離、そして「統治」の「主権」への従属というルソーの政治哲学の原則が初めて見られたルソーの著作は『政治経済論』である⁵⁹が、それ以来ルソーのあらゆる政治的著作はこの原則に貫かれている。ゆえに、この原則のもとで『ポーランド統治考』の「統治」論も展開されていることには自明の感があり、あえて『ポーランド統治考』を『政治経済論』と関連づける理由とはなりえないだろう。

本稿では、二つのテキストを結び付けるもう一つの理由として、その議論の構造の相似を挙げる。『ポーランド統治考』においても、法、すなわち共同体の意志である「一般意志」に従属した「統治」を実現するために、統治者が法にのっとり「統治」を行うだけではなく、被統治者たちが法を愛し尊重することが求められる。ゆえに、ポーランドにおいても「統治」は被統治者たちの心に働きかけて、法への愛とそれを支える「祖国愛」を醸成しなければならない。このためには、成文法以前の諸制度によって人々の内面に働きかける必要がある。それらの手段の中でもっとも有効な手段として「公教育」が挙げられている。ここに『政治経済論』における「内面の統治」論と相似した議論の構造が見られる。以上から、『ポーランド統治考』の「欠かすことができない前置き」で展開されている「統治」を『政治経済論』で提案された「内面

の統治」モデルの一種として読解することが可能であると考えられる。

3-2. 「内面の統治」論の発展

ここまでの議論で『ポーランド統治考』の冒頭の四つの章を『政治経済論』における「内面の統治」モデルが発展したものととして読解することの可能性が明らかになった。しかし、二つの統治論の間には相似だけではなく看過できない相違も見出される。

まず、「公教育」に関する議論の内容である。両テキストでは、「内面の統治」のための有効な手段として共に「公教育」が挙げられている。『政治経済論』では、この「公教育」の重要性が示唆されるだけであった。『ポーランド統治考』では、「公教育」が定義された上でその具体的な方法論も展開されている。これを『エミール』の執筆を経てルソーの教育に関する思想が成熟したことの表れと解釈することもできるだろうし、ポーランドという具体的な理論の実践の場を得てルソーの「公教育」論が具体的に発展したとみることもできるだろう。

第二の相違点は、「内面の統治」論の「統治」論全体における位置づけが異なることだ。『政治経済論』において「内面の統治」論は、共同体の物質的条件の整備を対象とした財の統治論と共にルソーの統治論の二つの支柱の一つだった。これに対して、『ポーランド統治考』では「内面の統治論」だけが「欠かすことができない前置き」と位置づけられている。

しかし、『ポーランド統治考』でも共同体の物質的条件を管理する「統治」について多くの紙幅は割かれていないが、財の不均衡が「統治」にもたらす弊害については以下のように言及されている。

大領主を小貴族から区別する財産上のあまりの隔たりは、祖国愛を支配的な情念にするのに必要とされる改革にとって大きな障害となっている。奢侈が大諸侯の心を占めるかぎり、貪欲があらゆる心を支配するであろう。人民の讃嘆の対象はつねに各個人の願望の対象であろうから、優越するためには富有でなければならないのだとしたら、支配的情念はつねに、金持ちとなること、であるだろう。これこそが墮落・腐敗の大原因であって、できるかぎり弱めねばならぬものである⁶⁰。

ここでの問題点は、財そのものではなく、財の不均衡である。豊かであることが問題ではなく、

豊かさに偏りがあることが問題なのだ。財の不均衡が、「祖国愛」を人々の間に形成しようとする「内面の統治」の障害となる。なぜならば、人々の関心が他者と連帯することよりも、他者よりも「金持ちになること」、つまり金銭を通じて優越することに向かうからだ⁶¹。このように、財の分配の不均衡と、それを促進する「金銭」がもたらす「統治」への弊害に対してルソーは警告を発している。ルソーは「統治」が共同体の物質的条件に配慮する必要があることを常に示唆しているのだ。このようにあるべき「統治」を実現するためには、共同体の物質的条件の整備は不可欠である。それにもかかわらず、『ポーランド統治考』では「欠かすことができない」という特権的な位置を「内面の統治」論のみが占めることになった。

なぜ『ポーランド統治考』では「内面の統治」がここまで重要視されるのか。『ポーランド統治考』において、「内面の統治」は『政治経済論』にはない役割を果たす。それは、人々の内面に働きかけて政治的徳や「祖国愛」を形成することによってポーランドに「まとまり」を付与するという役割である。『政治経済論』では、共同体が持つべき「まとまり」について言及すらされていない。この違いの理由として、二つのテキストが書かれた文脈の違いを挙げることができる。『政治経済論』はすでに安定した共同体のための「統治」モデルが提案されているが、『ポーランド統治考』では共同体の存続すら脅かされているポーランドに対して「統治」モデルが提案されている。ここに、二つの「内面の統治」論の位置づけが相違する理由を見出すことができるのではないだろうか。共同体の存続自体が危ぶまれているポーランドでは、何よりも共同体を維持することが必要なのだ。そのためには人々の内面に働きかけることで、共同体の紐帯を強める「内面の統治」が求められる。つまり、『ポーランド統治考』では、共同体の紐帯を形成して維持するという、共同体の存続に関わる重要な役割をまさに「統治」が担っているということを意味する。

3-3. 「統治」が行使する政治的権力への疑問

『政治経済論』以来、ルソーの政治思想における「統治」とは「主権」とは分離された政治的行為である。この分離によって統治者は支配者ではなくなり、あくまでも主権者である「人民」に従属するものとなる。ゆえに、「統治」は主権者の意志である「一般意志」が表明されている法を施行する役割を担う。しかし、「統治」には、この法の施行を行うために果たすべき他の役割もある。『政治経済論』において、それは「内面の統治」と「財の統治」であった。

『社会契約論』において、「主権」にあくまでも従属して「行政権」を担う「統治」とは主権者としての「人民」と被統治者としての「人民」の間にある中間項であると定義されている⁶²。ここで留意しておきたい点は、ルソーとプーフェンドルフをはじめとした「社会契約」論者たちとの決定的な違いが「人民」が統治者にその保護と引換えに「主権」を支配者に譲渡する「従属契約」をルソーが否定している点にあるということだ。ゆえに、ルソーの政治思想において「主権」は常に「人民」の掌中にあるために、この「人民」とは主権者としての能動的側面と被統治者としての受動的側面を併せ持つことになる。「統治」は共同体の中にあることで、「人民」が持つこのような二つの側面の間にある中間項として共同体の維持に貢献している⁶³。中間項としての機能を果たすために「内面の統治」は、主権者としての人民が持つ「一般意志」と被統治者としての人々が持つ「特殊意志」を、成文法以前のさまざまな方策を用いることで架橋することになる。

このように「統治」はあくまでも「一般意志」に従属すべきである。「統治」が行使する権力の正当性は「一般意志」に従属しているという点のみによっている。「統治」は「一般意志」の表明である法に則って行われる限り正当であるにすぎない。しかし、「統治」は成文法以前の手段で人々の内面に働きかけて、とくに「公教育」という手段を用いて「市民」たちを生み出そうとする。「統治」が従属すべき「一般意志」とはこの「市民」たちが形成するものである。つまり、「統治」は各人が持つ「特殊意志」と共同体全体の「一般意志」の橋渡しを行うふりをして、自らが従属する「一般意志」自体を作り出しているのではないだろうか。ここに共同体全体の「一般意志」が「統治」の「特殊意志」に代替される危険性がないだろうか。さらに、「統治」のこのメカニズム自体が危険性をはらんではいないだろうか。

おわりに

本稿では、『ポーランド統治考』第一章から第四章で展開されている議論を『政治経済論』を援用して分析した。ルソーが「欠かすことができない前置き」と呼ぶこの四つの章で語られている、「統治」が持つ法の施行には還元できない「何か」とは、『政治経済論』第一章と第二章で展開されている「内面の統治」モデルが発展したものと考えられる。

ルソーにとって、「統治」の目的とは「一般意志」の実現である。そのためには「一般意志」の表明である「法」に従属した統治者だけではなく法を尊重する被統治者も必要なのだ。ゆえ

に、「統治」は人々の内面にまで働きかけて法への愛と、それを可能にする「祖国愛」を醸成しなければならない。人々の法と祖国への愛こそが法への従属を支えるからである。このような「統治」が持つ有効な方策として「公教育」をルソーは挙げている。これが『政治経済論』と『ポーランド統治考』で展開されているルソーの「内面の統治」モデルの骨格である。この「内面の統治」モデルの構造が二十年近い年月を隔てて書かれた二つのテキストに共通しているということから、ルソーの政治思想が年月を隔てても一貫性を持つ強固なものであることがわかる。

また、「内面の統治」モデルの分析からルソーが「統治」において理性より感情を重視していたことがわかる。この点で、例えば「一般意志」を人類に共通の理性と定義した彼の同時代人であるディドロなどと違って、ルソーは政治の領域へ感情の流入をはかったと言えるだろう。これがどのような帰結をもたらすものなのか。この点については、アレント⁶⁴をはじめとしたルソー批判の立場からの検討も必要となるだろう。

そして、『政治経済論』と『ポーランド統治考』で展開されている「内面の統治」モデルを前にして、「統治」の果たす役割の大きさに戸惑いを覚えないだろうか。かくも重要な機能を果たす「統治」は「主権」に従属して、「主権者」である「人民」の僕であり続けなければならない。しかし、はたしてそれは可能なのだろうか。この疑問にこたえるためにも、「統治」という観点からルソーの政治思想を検討していくことが必要となるだろう。

¹ そのような読解の例として以下の著作と論文を挙げることができる。杉野薫、「ジャン・ジャック・ルソー：理想政治から現実政治への移行：ポーランド政府において」、『九州産業大学教養部紀要 第11号第2巻』、1975年、1-16頁所収。鈴木禮暁、「ルソーの民主主義：『ポーランド統治論』を中心として」、『札幌大学教養部・短大部紀要第11号』、1977年、55-74頁所収。小林浩、「ポーランド統治考察」試論：ルソーの思想における軌轍と三つのベクトル」、『フランス語・フランス文学研究 第43巻』、1983年、1-10頁所収。一、『ルソーの政治思想：『社会契約論』から『ポーランド統治考』を読む』、東京、新曜社、1996年。FABRE, Jean, « Réalité et utopie dans la pensée politique de Rousseau », in *Annales Jean-Jacques Rousseau* 27, 1963. Repris dans *Lumières et Romantisme : Energie et nostalgie de Rousseau à Mickiewicz*, P., Klincksieck, 1980, p. 159-188. PAPPAS, John, « Les Considérations sur le gouvernement de Pologne et le Contrat

social: contradiction ou adaptation? » in *Rousseau et Voltaire en 1778*, Genève, Slatkine, 1981, p. 127-132.

² パール連合については『ルソー全集』第5巻、白水社、東京、1979年、463頁、註20を参照。

³ cf. FORST de BATTAGLIA, Otto, « Un peu de lumière sur les considérations », in *Annales de la société Jean-Jacques Rousseau* 17, 1926, p. 97-113.

⁴ 軽視の理由については鈴木禮暁と小林浩の前掲論文を参照されたい。

⁵ cf., FABRE, Jean, Introduction des *Considérations sur le gouvernement de Pologne et sur sa réformation projeté*, in *Œuvres complètes*, t.3, sous la dire. de Bernard Gagnebin et Marcel Raymond, Gallimard, « Bibliothèque de la Pléiade », 1959, p. CCXVI-CCXLV.

⁶ *nation* という語は一般的に「国民、民族、国家、国」などと訳出されている。本稿では、いずれの訳語にも限定しがたい多義的な *nation* という語をフランス語の発音とは異なるがより広く使用されている「ネーション」という語で訳出する。

⁷ cf., BACZKO, Bronislaw, « Rousseau et l'imagination sociale : du *contrat social* aux *Considérations sur le gouvernement de Pologne* », in *Annales de J.-J. Rousseau*, t.38, 1974, p. 25-60

この論文に先だって、バチコはその著作『ルソー：孤独と共同体』の註134においても『ポーランド統治考』について言及している。cf., BACZKO, Bronislaw, *Rousseau : Solitude et communauté*, MOUTON, Paris, 1974, Note 134, p. 413, 414.

⁸ バチコの論文の評価について。cf., TROUSSON, Raymond, « Quinze années d'études rousseauistes », in *Dix-huitième siècle*, NO.9, 1977, p. 243-386.

⁹ cf., LUDASSY, Maria, « Deux idées de Nation », in *J.-J. Rousseau : politique et nation*, éd. par René Pommeau, Tanguy L'Aminot, Alexandre Stroeve et Robert Thiéry, P., Champion, 2001, p. 39-48. TOUCHEFEU, Yves, « Le clos et l'ouvert : Jean-Jacques Rousseau entre le 'patriotisme' et le 'cosmopolitisme' », *ibid.*, p. 387-401. VILLAVARDE, Maria-José, « Trois concepts-clé dans la pensée du citoyen de Genève : Patrie, Cité, Nation », *ibid.*, p. 3-14. Smith, Jeffrey A., « Nationalism, virtue, and the spirit of liberty in Rousseau's *Government of Poland* », *The Review of politics*, 65, n° 3, 2003, p. 409-437.

¹⁰ 二つのテキストを同時に論じている論文としてルソーの公教育論に焦点をあてた以下の論文を挙げることができる。cf., WATERLOT, Ghislain, « Les conditions de la vertu : 2. L'éducation publique » in *Rousseau : Discours sur l'économie politique* (éd. par Bruno BERNARDI), J. Vrin, Paris, 2002, p. 155-172.

¹¹ 本稿ではルソーのテキストは全てガリマール社プレイヤード版に依拠する。cf., *Œuvres complètes*, sous la direction de Bernard Gagnebin et Marcel Raymond, Gallimard, « Bibliothèque de la Pléiade », 1959-1996, 5 vol. 引用および参照の際は、O.C.と略記して、テキストの該当巻数をローマ数字で、ページ数をアラビア数字で示した。テキストの日本語訳については『ルソー全集』（白水社、東京、1979年）に準拠して、適宜改変した。引用の際は、『全集』と略記して、巻数、頁を記した。以上から、この引用部分はこのように記される。O.C.III, p. 『全集』第5巻、163-164頁。

¹² 共同体を人体と相同的にとらえて論じる傾向はプラトン以来の伝統であるが、この点からプラトンとルソーの共同体観の類似性を認めることは危険である。

¹³ ルソー自身による章立てではなく、後世の編者による章立てである。

¹⁴ O.C.III, p.970. 『全集』第5巻、380頁。

¹⁵ cf., MABLY, Gabriel Bonnot de, *Du gouvernement et des lois de Pologne* (1770-1771), in *Collections complètes des œuvres de l'abbé de Mably*, sous la direction de Guillaume ARNOUX, G, t.8, Scientia Verlag Aalen, Paris, 1977,

p. 1-336.

¹⁶ ルソーとマブリのポーランド改革案の関係については、『ルソー全集』第5巻、白水社、東京、1979年、466-467頁、註48を参照。

¹⁷ 例えば、国王の選出方法について二人の意見は対立している。マブリは国王を選挙で選出することの弊害を指摘して世襲制への移行を提案しているが、ルソーはマブリのこの提案を批判して国王の世襲制に反対している。cf., MABLY, Gabriel Bonnot de, *ibid.*, p. 52-75, ROUSSEAU, Jean-Jacques, O.C.III, p. 991, 『全集』第5巻、404頁。

¹⁹ O.C.III, p. 955, 『全集』第5巻、363頁。

²⁰ cf., O.C.III, p. 379, 『全集』第5巻、144頁。

²¹ O.C.III, p. 955, 『全集』第5巻、363頁。

²² O.C.III, p. 955, 『全集』第5巻、364頁。

²³ O.C.III, p. 958, 『全集』第5巻、367頁。

²⁴ 第五章「根本的な悪」の冒頭でも同様のことが述べられている。cf., O.C.p. 970, 『全集』第5巻、381頁。

²⁵ O.C.III, p. 959, 『全集』第5巻、369頁。

²⁶ O.C.III, p. 960, 『全集』第5巻、369頁。

²⁷ cf., O.C.III, p. 960-961, 『全集』第5巻、370頁。

²⁸ O.C.III, p. 961, 『全集』第5巻、370頁。

²⁹ O.C.III, p. 965-966, 『全集』第5巻、375頁。

³⁰ O.C.III, p. 966, 『全集』第5巻、376頁。

³¹ ルソーの教育論といえば『エミール (Emile)』(1762年)が名高いが、本稿では紙幅の制限があるためにこれに言及しない。

³² O.C.III, p. 966, 『全集』第5巻、376頁。

³³ 本稿では、共同体と宗教の関係については紙幅が限られているために言及しない。しかし、ルソーの政治思想において、人は宗教と共同体の二つに同時に身を捧げることではできず、いずれかを選ばなければならない。ゆえに、宗教者が「公教育」に携わることは不適切である。このような宗教と政治の関係については、『社会契約論』第4篇第8章「市民宗教」の章を参照されたい。

cf., O.C.III, p. 460-469, 『全集』第5巻、239-251頁。

³⁴ cf., O.C.III, p. 966, 『全集』第5巻、377頁。

³⁵ cf., O.C.III, p. 967, 『全集』第5巻、377頁。

³⁶ cf., O.C.III, p. 967, 『全集』第5巻、377頁。

³⁷ cf., O.C.III, p. 968, 『全集』第5巻、378頁。

³⁸ cf., O.C.III, p. 393, 『全集』第5巻、162頁。

³⁹ 「あえて」とことわりを入れる理由として、1. 『ポーランド統治考』と『社会契約論』が関連付けて論じられることがあっても『政治経済論』と関連付けて論じられることはあまりなかったこと、2. 『政治経済論』と『ポーランド統治考』が執筆された時期に大きな隔りがあること、の二つが挙げられる。

⁴⁰ 『政治経済論』における「統治」論の詳細については、次の拙稿を参照されたい。西川純子、「内面と「財」の統治：ジャン＝ジャック・ルソー『政治経済論』について」、『年報 地域文化研究』第14号、東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻、2010年、241-263頁所収。

⁴¹ このような誤解を避けるために、邦題の変更がたびたび提案されている。これについての経緯は以下の

文献を参照されたい。永見文雄、「『ルソーを学ぶ人のために』（桑瀬章二郎編）書評」、『ふらんす』2月号、白水社、東京、2011年、75頁所収。

⁴² *économie* という概念については以下の文献を参照。ブルンナー、オットー、「「全き家」と旧ヨーロッパの「家政学」、『ヨーロッパ：その歴史と精神』（石井紫郎、石川武、小倉欣一、成瀬治、平城照介、村上淳一、山田欣吾訳）所収、岩波書店、東京、1974年、151-189頁。アリストテレス、『政治学』（山本光雄訳）、『アリストテレス全集 15』所収、東京、岩波書店、1969年、3-413頁。

⁴³ *économie politique* という語は1615年に出た MONTCHRETIEN, Antoine de, *Traité de l'oeconomie politique dédié en 1615 au Roy et à la reine mere du roi* に初めて見られる。モンクレチヤン以後、最初にこの語を使用したのがルソーである。この語に関する経緯は以下の資料を参照されたい。cf., PERROT, Jean-Claude, *Une histoire intellectuelle de l'économie politique*, E.H.E.S.S., Paris, 1992, p.63-95. BERNARDI, Bruno, *op.cit.*, p.29-30.

⁴⁴ O.C.III, p. 244, 『全集』第5巻、66頁。（ ）内の加筆は執筆者による。

⁴⁵ 本稿の序を参照。

⁴⁶ cf., O.C.III, p. 247, 『全集』第5巻、70頁。

⁴⁷ cf., O.C.III, p. 252, 『全集』第5巻、75頁。

⁴⁸ cf., O.C.III, p. 62, 『全集』第5巻、86頁。

⁴⁹ O.C.III, p. 262, 『全集』第5巻、86頁。（ ）内の加筆は執筆者による。

⁵⁰ O.C.III, p. 250, 『全集』第5巻、73頁。

⁵¹ cf., O.C.III, p. 249-250, 『全集』第5巻、71-72頁。

⁵² O.C.III, p. 250, 『全集』第5巻、72頁。

⁵³ cf., O.C.III, p. 245-246, 『全集』第5巻、67-68頁。

⁵⁴ O.C.III, p. 254, 『全集』第5巻、77-78頁。

⁵⁵ O.C.III, p. 255, 『全集』第5巻、78頁。

⁵⁶ cf., O.C.III, p. 155, 『全集』第4巻、224-225頁。

⁵⁷ このようなルソーの「祖国愛」はモンテスキューの自己の利益より共同体の利益を優先する克己心を前提とする「祖国愛」とは区別される。モンテスキュー、『法の精神』、第四篇第四章を参照。

⁵⁸ O.C. III, p. 260-261, 『全集』第5巻、84頁。

⁵⁹ この点で、『政治経済論』というテキストのルソーの政治哲学の出発点としての価値が評価されている。cf., DERATHE, Robert, Introduction du *Discours sur l'économie politique*, Œuvres complètes de J.-J. Rousseau, sous la direction de Bernard Gagnebin et Marcel Raymond, Gallimard, « Bibliothèque de la Pléiade », 1959-1996, t. III, p. LXXIII-LXXXI.

⁶⁰ O.C.III, p. 964, 『全集』第5巻、374頁。

⁶¹ さらに、序論からははずれるが、第11章「経済制度」においてもルソーは「金銭 (argent)」に対する嫌悪を表明している。cf., O.C.III, p. O.C. p.1005-1006, 『全集』第5巻、420-421頁。

⁶² cf., O.C.III, p. 396, 『全集』第5巻、164頁。

⁶³ 「統治」が持つ力学的機能については拙稿を参照されたい。西川純子、「ルソーの「政府」論：『社会契約論』第三篇の分析」、『年報 地域文化研究』第12号、東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻、211-255頁所収、2008年。

⁶⁴ アレント、ハンナ、『革命について』（志水速雄訳）、《ちくま学芸文庫》、筑摩書房、東京、1995年。

L'analyse de l'introduction des *Considérations sur le gouvernement de Pologne et sur sa réformation projetée* à la lumière du *Discours sur l'économie politique*

Junko NISHIKAWA

Notre étude sera consacrée à l'analyse des quatre premiers chapitres des *Considérations sur le gouvernement de Pologne et sur sa réformation projetée*, Rousseau parle à leur sujet de « préliminaires que j'ai crus indispensables ».

Au début de l'introduction, le problème des *Considérations* est posé en ces termes : comment le gouvernement régi par les lois, c'est-à-dire sous l'organe de la « volonté générale » se réalise-t-il en Pologne? Pour résoudre cette difficulté, Rousseau insiste sur la nécessité des fonctions psychologiques du gouvernement : le gouvernement doit agir sur les coeurs des Polonais pour les faire respecter les lois et aimer leur patrie. Ensuite, Rousseau donne les anciens législateurs en exemple pour montrer l'importance des techniques pré-législatives et essaie d'appliquer leurs techniques à la Pologne.

Ainsi, le gouvernement dans l'introduction des *Considérations* ne peut pas se réduire à l'application des lois. Pour analyser ses fonctions, nous nous référerons au *Discours sur l'économie politique* plutôt qu'à *Du Contrat social*. Dans le *Discours*, Rousseau expose les principes du gouvernement modèle tel qu'il le conçoit qui se compose du gouvernement moral et du gouvernement physique. Nous pouvons trouver des traits distinctifs de même nature dans les *Considérations* au sujet du gouvernement moral du *Discours* ; dans chacun des deux textes, Rousseau insiste sur l'importance des fonctions psychologiques du gouvernement et expose les moyens pré-législatifs visant à les mettre en oeuvre. En outre, parmi ces moyens, l'« éducation publique » est présentée comme la plus efficace.

Par conséquent, le gouvernement tel qu'il est pensé dans l'introduction des *Considérations sur le gouvernement de Pologne* peut être considéré comme dérivant en droite ligne du modèle de gouvernement rousseauiste figurant dans le *Discours sur l'économie politique*.